

第50期

定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始予定時刻午前9時）

場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和
4階『ロイヤルクラウンCルーム』

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

目次

株主の皆様へ	1
第50期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
[添付書類]	
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	42

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせを次ページに記載しておりますので、事前にご覧ください。

NITTOKU

証券コード：6145

経営理念

世界的な視野に立ち
ユーザーの期待を創造し
最高の技術を提供する
創造システムで社会に貢献

行動指針

集中と分散
価値ある創造への挑戦
小さくともキラリと輝く
存在感のある世界 NO.1 の企業へ



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社、第50期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の報告書をお届けするにあたり、ここに事業活動の概況をご報告申し上げます。
今後も変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 近藤進茂

(新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ)

- 多くの株主の皆様が集まる株主総会は集団感染のリスクがあります。
当社では、当日の運営を以下のとおりとさせていただきますが、株主の皆様におかれましては、**感染予防のため「書面またはインターネット等での議決権行使」にご協力をお願い申し上げます。**
- 出席取締役、監査役及び運営係員等は、マスクを着用して対応させていただきます。
 - ご出席株主様には、ご来場前のご自身での検温及び体調のご確認をお願い申し上げます。
 - ご出席株主様には、総会場でのマスクの着用、アルコール消毒液のご使用等、ご協力をお願い申し上げます。
 - 株主総会当日の議事は、平年よりも大幅に短縮して実施する予定です。
 - 株主総会終了後に開催を予定しておりました株主懇談会は中止とさせていただきます。
 - 本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、適宜ご確認いただきますようお願い申し上げます。 <https://nittoku.co.jp>

証券コード 6145
2022年6月7日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目292番地1

NITTOKU株式会社

代表取締役社長 近藤進茂

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が未だに継続している状況下にありますので、感染予防策として株主の皆様には、事前の書面またはインターネット等による議決権のご行使をお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月27日（月曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始予定時刻午前9時）
 2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和4階『ロイヤルクラウンCルーム』
 3. 目的事項
 1. 報告事項 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

インターネット開示に関する事項

本招集通知に記載のない下記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「個別注記表」

従って、本招集通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト

<https://nittoku.co.jp>

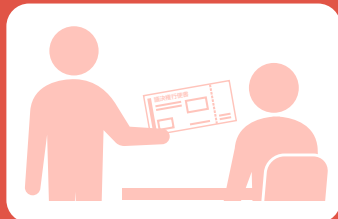
以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約等の理由により本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://nittoku.co.jp>) において掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（6頁～15頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



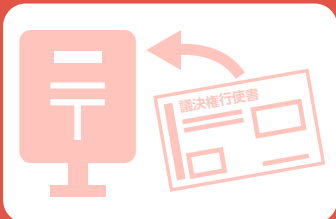
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分 到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社●●●● 御中

議決権行使回数 〇

見本

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

- ※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- ※ 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

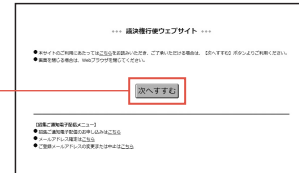
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

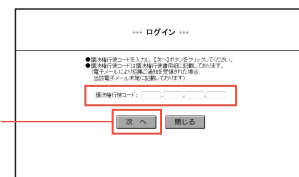
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

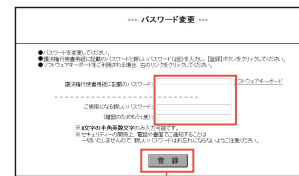
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。



- 3 パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」を入力し、株主さまが以後ご使用になるパスワードを登録してください。2回目以降のログインにはご自身で設定したパスワードをご使用ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (9:00~21:00)

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループでは、将来にわたり収益の向上を通して株主の皆様へ利益還元のできる基盤を確立していくことを目指しております。配当金につきましては、業績に裏づけされた成果の配分を行うものである一方、事業の継続的な発展、内部留保の充実により安定した配当を続けることで、ステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を維持することも重要であると考えております。

当期の剰余金の配当につきましては、当社創立50周年という節目を迎えることができましたことを株主の皆様へ感謝し、普通配当に記念配当を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき15円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき40円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円（うち、普通配当15円・50周年記念配当10円）

配当総額 451,675,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
＜ 新 設 ＞	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役松尾貢及び宇佐見昇の両氏は任期満了となりますので、改めて取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	※ かとう としずみ 加藤 敏 純 (1958年3月24日生)	1986年6月 ヤマハ発動機株式会社入社 2003年4月 同社IMカンパニーバイスプレジデント兼営業部長 2005年1月 Yamaha Motor Australia Pty. Limited 代表取締役社長 2007年3月 ヤマハ発動機株式会社IMカンパニープレジデント 2008年3月 同社執行役員 IMカンパニープレジデント 2010年1月 同社執行役員 MC事業本部営業統括部長 2011年1月 Yamaha Motor Corporation, U.S.A. 代表取締役社長 2012年3月 ヤマハ発動機株式会社上席執行役員 Yamaha Motor Corporation, U.S.A. 代表取締役社長 2014年3月 ヤマハ発動機株式会社取締役 上席執行役員 Yamaha Motor Corporation, U.S.A. 代表取締役社長 2015年1月 ヤマハ発動機株式会社取締役 上席執行役員 ビークル&ソリューション事業本部長兼 フィナンシャルサービス事業推進部長 2016年1月 同社取締役 上席執行役員 ビークル&ソリューション事業本部長兼 フィナンシャルサービス事業推進部担当 2016年3月 同社取締役 常務執行役員 ビークル&ソリューション事業本部長 2018年1月 同社取締役 常務執行役員 ソリューション領域、提携戦略管掌 2019年1月 同社取締役 常務執行役員 ソリューション・特機領域、提携戦略管掌 2019年7月 同社取締役 常務執行役員 ソリューション・特機領域、提携戦略管掌 ヤマハロボティクスホールディングス株式 会社代表取締役会長 2021年3月 ヤマハロボティクスホールディングス株式 会社取締役会長（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
2	※ たかつじなるひこ 高辻成彦 (1977年10月4日生)	<p>2000年4月 経済産業省入省 関東経済産業局</p> <p>2004年4月 同省 経済産業政策局調査統計部</p> <p>2007年6月 株式会社三井住友銀行入行</p> <p>2009年7月 株式会社ティー・アイ・ダヴリュ入社</p> <p>2011年6月 ナプテスコ株式会社入社</p> <p>2013年1月 株式会社ユーザベース入社シニアアナリスト</p> <p>2014年5月 いちよし証券株式会社入社 株式会社いちよし経済研究所シニアアナリスト</p> <p>2020年7月 株式会社フィスコ入社シニアエコノミスト 兼シニアアナリスト</p> <p>2021年4月 青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻 非常勤講師 (現任) 多摩大学社会的投資研究所 客員研究員 (現任)</p> <p>2021年6月 パンチ工業株式会社社外取締役 (現任) ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2022年1月 情報経営イノベーション専門職大学客員教授 (現任)</p> <p>2022年2月 日本ガバナンス・企業価値研究所創業 所長・経済アナリスト (現任)</p> <p>2022年4月 東京都市大学共通教育部 非常勤講師 (現任)</p>	一株

- (注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。
- 2 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 3 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。
- 4 加藤敏純及び高辻成彦の両氏は社外取締役候補者であります。
なお、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 5 加藤敏純氏につきましては、輸送用機器の製造を中心にグローバル展開を行うヤマハ発動機株式会社の取締役常務執行役員を務められ、現在はヤマハロボティクスホールディングス株式会社取締役会長を務めており、事業会社の経営者として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけるものと判断し、新たに候補者として選任を願います。
- 6 高辻成彦氏につきましては、経済・企業分析、機械業界、IRの専門家としての知見・見識を有し、当社を取り巻く事業環境に精通されているほか、コーポレートガバナンスへの高い見識も持ち合わせております。今後、当社の経営戦略について適切な助言をいただくとともに、客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行いただき、当社の企業価値向上を実現する社外取締役として適任と判断し、新たに候補者として選任を願います。
- 7 当社は、加藤敏純及び高辻成彦の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 8 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。加藤敏純及び高辻成彦の両氏は、本議案により当社の取締役に選任された場合、被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中に、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 株式の 社数
<p>ほんだじょうじ 本田 稔 慈 (1958年2月16日生)</p>	1982年4月 株式会社日立製作所入社	一株
	2011年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ（現株式会社日立ハイテク）モノづくり統括本部那珂地区生産本部生産管理部長	
	2012年4月 株式会社日立ハイテクマニファクチャ&サービス代表取締役社長	
	2013年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズモノづくり統括本部那珂地区生産部長	
	株式会社日立ハイテクマニファクチャ&サービス代表取締役社長	
	2014年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ執行役 モノづくり・品質保証責任者兼 科学・医用システム事業統括本部那珂地区生産部長	
	2016年4月 同社執行役常務 モノづくり・品質保証責任者 モノづくり戦略本部長兼 科学・医用システム事業統括本部那珂地区生産部長	
	2018年4月 同社執行役常務 モノづくり・品質保証責任者 モノづくり戦略本部長	
	2018年10月 同社執行役常務 モノづくり・品質保証責任者 モノづくり戦略本部長兼DXプロジェクト本部長	
	2019年4月 同社執行役専務 モノづくり・品質保証責任者 モノづくり戦略本部長兼DXプロジェクト副本部長 株式会社日立ハイテクファインシステムズ代表取締役取締役社長	
	2020年4月 株式会社日立ハイテク代表執行役執行役副社長 輸出管理責任者兼DXプロジェクト副本部長 株式会社日立ハイテクファインシステムズ代表取締役取締役社長	
	2020年7月 株式会社日立ハイテク代表取締役兼副社長執行役員 輸出管理責任者兼DXプロジェクト副本部長 株式会社日立ハイテクファインシステムズ代表取締役取締役社長	
	2022年4月 同社コーポレートアドバイザー DX担当（現任）	

- (注) 1 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2 本田穰慈氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏につきましては、グローバルに展開している日立グループの代表取締役兼副社長執行役員を務められ、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識を有しております。監査の重要性が増してきており、経営者としての経験、見識を経営全般の監査に反映していただけると判断し候補者として選任をお願いするものであります。
- 3 本田穰慈氏の選任が承認されて社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本田穰慈氏の選任が承認されて社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにかなで監査法人を会計監査人として選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役会は、現会計監査人の監査継続年数が長期にわたることを考慮し、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が必要であるとして、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し監査法人の比較検討をまいりました。候補者であるかなで監査法人は、こうした要件を兼ね備えており、またその社員は豊富な上場会社の監査経験があることから、当社が期待する事業規模に適した新たな視点での監査を行うに適任と判断し候補者として選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年5月1日現在)

名 称	かなで監査法人										
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング										
沿 革	2020年10月1日 設立										
概 要	<table> <tr> <td>出資金</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>構成人員</td> <td>社員(公認会計士) 7名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員(公認会計士) 25名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員 14名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計 46名</td> </tr> </table>	出資金	63百万円	構成人員	社員(公認会計士) 7名		職員(公認会計士) 25名		職員 14名		合計 46名
出資金	63百万円										
構成人員	社員(公認会計士) 7名										
	職員(公認会計士) 25名										
	職員 14名										
	合計 46名										

(ご参考) 第3号議案をご承認いただいた場合の役員体制

当社の取締役及び監査役が有している能力・経験は次のとおりであります。

氏名	当社における地位	独立性	在任年数	就任予定の委員会			専門性						
				ガバナンス委員会	指名委員会	報酬委員会	企業経営	開発製造	営業マーケティング	財務会計	人事労務	法律	金融
近藤 進茂	代表取締役社長		37年	●	●	●	●		●				
久能 均	代表取締役専務		17年				●	●					
笹澤 純人	取締役 グローバル営業本部長 核心技术応用事業本部長		1年				●	●	●				
加藤 敏純	取締役	●	—	●	◎	◎	●		●				●
高辻 成彦	取締役	●	—	◎	●	●	●				●		●
秋山 由光	常勤監査役		1年	●	●	●						●	●
池田 富至	監査役	●	3年								●		●
南木 みお	監査役	●	1年	●	●	●						●	●

(注) 1 ◎は各委員会の委員長を表しております。

2 取締役及び監査役の有するすべての知見を表するものではありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の世界経済情勢は、多くの国で新型コロナウイルス感染症の変異株が流行するも経済活動との両立を図る動きが見られました。しかしながら、中国のゼロコロナ政策による生産・物流の停滞や、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に伴い、グローバルサプライチェーンの混乱、物価上昇圧力など、いまだ先行きは不透明であります。当社グループの経営環境におきましては、コロナ禍からの正常化がグローバルに進み、製造業全般において生産設備の自動化・高度化ニーズにより設備投資が積極的に行われました。依然として新型コロナウイルス感染症や需要の波の影響によるサプライチェーンの停滞により部品調達が不安定ではありますが、地産地消の考えのもと生産効率を高め顧客のニーズを的確に捉え、前年同期に対し増収増益となりました。

以上の結果、売上高は281億21百万円（前期比27.6%増）、営業利益は28億85百万円（前期比112.8%増）、経常利益は30億30百万円（前期比124.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は23億8百万円（前期比85.0%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は9億94百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ2億71百万円増加しております。

このような状況下において当社グループの各セグメントの業績は、次のとおりであります。

(ワインディングシステム&メカトロニクス事業)

当社は、オープンイノベーションや当社独自のプラットフォームを駆使した「ブルーレイク戦略」によって新たに創出されるニーズにも、スピーディーに対応できるトータル精密FAラインを用いたシステム構築を強化し、既存領域の深化と周辺事業領域の探索を進めました。また、商談・仕様打合せ・完成確認・設置サポートなどのリモート化を進めることにより、生産の効率化や製造コストの削減などによる生産性及び競争力の向上を図りました。

これらの結果、全売上高の94%を占めるワインディングシステム&メカトロニクス事業においては、連結売上高は、264億70百万円（前期比31.9%増）、セグメント利益（営業利益）は、31億54百万円（前期比87.7%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は9億94百万円増加し、営業利益は2億71百万円増加しております。

また、当社個別ベースでの受注高は、196億75百万円（前期比21.1%増）、売上高は、203億33百万円（前期比31.6%増）、当期末の受注残高は、159億42百万円（前期比45.1%増）となりました。

(非接触ICタグ・カード事業)

前期堅調な推移だった非接触ICカードに一服感があり、売上高は減少しましたが、FAタグは引き続き顧客からの引き合いも盛況で受注額は増加し、前期比2倍強となりました。

これらの結果、連結売上高は、16億51百万円（前期比16.4%減）、セグメント利益（営業利益）は、5億52百万円（前期比14.9%増）となりました。なお、当社個別ベースでの受注高は、26億31百万円（前期比134.5%増）、売上高は、16億51百万円（前期比16.4%減）、当期末の受注残高は、12億48百万円（前期比365.6%増）となりました。

(事業別売上高)

セグメントの名称	売上高	構成比
	百万円	%
ワインディングシステム &メカトロニクス事業	26,470	94.1
非接触ICタグ・カード事業	1,651	5.9
合計	28,121	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5億72百万円であり、その主なものは、試作機及び加工機であります。

(3) 資金調達の状況

特にありません。

(4) 対処すべき課題

VUCA時代を迎え技術の進化も非常に激しく、当社グループでは、「SPEED」「SMALL」「SAVING」をモットーに多軸同期制御、独自のソフト開発を積み重ねながら顧客の付加価値を創造する生産システムとしてのトータル精密FAラインの構築を進めております。

その中で、搬送システム、ハンドリング、制御システム、高性能なタグの仕組みを組み合わせることによって変種変量混合生産を可能にする新しいプラットフォームも構築・提案し、時代の変化に伴うモノづくりに対応しております。顧客の創造と生産技術の代行をキーワードに顧客と当社で協業しながら共に成長してまいります。

各拠点のビフォーサービス、アフターサービス体制強化を進め、また顧客の近くでマイクロファクトリーとして設計、製造するなど、各地域及び顧客ごとのニーズ、ウォンツに応える体制を確立してまいります。その一環として2022年4月にはベトナム法人が営業を開始しました。今後も他地域への展開を図りながら地産地消で生産効率を高め納期短縮に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年3月期 第 47 期	2020年3月期 第 48 期	2021年3月期 第 49 期	2022年3月期 第 50 期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	31,835	27,492	22,046	28,121
営業利益 (百万円)	3,848	2,484	1,356	2,885
経常利益 (百万円)	3,921	2,668	1,348	3,030
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,856	2,120	1,247	2,308
1株当たり当期純利益 (円)	158.08	117.36	69.05	127.78
総資産 (百万円)	38,728	37,594	42,260	47,340
純資産 (百万円)	28,227	29,359	31,726	33,919

- (注) 1 当連結会計年度の業績変動については、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。
- 2 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
- 3 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

①主な子会社は下記のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
日特コーセイ株式会社	10,000千円	100.0%	自動供給排出装置及び ＩＣタグ・カードの製 造
日特機械工程(蘇州)有限公司 (中国)	700,000千円	100.0%	自動巻線機及び ＦＡ設備の製造・販売
日特機械工程(深圳)有限公司 (中国)	1,231千US\$	100.0%	自動巻線機及び ＦＡ設備の製造・販売
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	1,555千SGP\$	100.0%	自動巻線機及び ＦＡ設備の販売
NITTOKU EUROPE GmbH. (オーストリア)	10,400千€	100.0%	自動巻線機及び ＦＡ設備の製造・販売

(注) 1 上記は、会社の資本金、売上高及び総資産等の基準により選定しております。

2 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

②企業結合の成果

当連結会計年度の連結子会社は、上記①記載の5社を含む14社であります。

当連結会計年度の売上高は281億21百万円（前期比27.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億8百万円（前期比85.0%増）となりました。

(7) 主要な事業内容

	事 業 の 内 容
ワインディングシステム & メカトロニクス事業	自動車、通信機器、家電用、産業用のコイル、モータ生産向け自動巻線機、自動巻線ライン設備のほか、フィルム・ワイヤ等の巻取り・搬送設備、コネクタ・機構部品・電子デバイス等のＦＡ設備の製造、販売及び保守サービス事業
非接触ＩＣタグ・カード事業	埋込方式アンテナ巻線及びＩＣチップモジュール継線によるＩＣタグ・カード事業及びカード用インレットの製造並びに販売事業

(8) 主要な営業所及び工場

企業集団の名称	主な営業所等	所在地
N I T T O K U 株 式 会 社	本社	埼玉県さいたま市大宮区
	東京営業所	(同上)
	福島事業所 福島営業所	福島県福島市 (同上)
	長崎事業所	長崎県大村市
	名古屋サテライト	愛知県名古屋市中村区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
	四国テクニカルセンター	愛媛県松山市
日 特 コ ー セ イ 株 式 会 社	本社 福島事業所	福島県伊達郡国見町 (同上)
	山形事業所	山形県東田川郡庄内町
	飯野事業所	福島県福島市
	伊達事業所	福島県伊達市
日特機械工程(蘇州)有限公司	本社・工場	中華人民共和国江蘇省蘇州市
日特機械工程(深圳)有限公司	本社・工場	中華人民共和国広東省深圳市
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.	本社	シンガポール共和国チョンバル工業団地
NITTOKU EUROPE GmbH.	本社・工場	オーストリア共和国ケルンテン州クラークンフルト

(注) 1 2021年4月1日よりNITTOKU EUROPE GmbH.は移転しております。

2 2022年3月1日よりN I T T O K U株式会社の名古屋営業所は移転し、名古屋サテライトに改称しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
904名	48名増

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員161名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
449名	2名減	38.9歳	13.8年

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員50名を雇用しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	70,000,000株
(2) 発行済株式の総数	18,098,923株
(3) 株主数	5,484名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,371,600	13.1
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,675,200	9.3
S M C 株 式 会 社	1,285,500	7.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	901,589	5.0
株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ	633,000	3.5
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572 (常任代理人 みずほ銀行)	496,100	2.7
大 黒 電 線 株 式 会 社	458,294	2.5
株 式 会 社 安 川 電 機	450,008	2.5
N I T T O K U 共 栄 会	414,700	2.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	374,500	2.1

(注) 持株比率は自己株31,887株を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	近 藤 進 茂	
代表取締役専務	久 能 均	日特コーセイ株式会社代表取締役社長
取 締 役	笹 澤 純 人	グローバル営業本部長、核心技術応用事業本部長
取 締 役	松 尾 貢	
取 締 役	宇佐見 昇	黒崎播磨株式会社社外取締役、厚木開発株式会社取締役
常 勤 監 査 役	秋 山 由 光	
監 査 役	池 田 富 至	池田富至税理士事務所代表
監 査 役	南 木 み お	生化学工業株式会社社外取締役

- (注) 1 取締役松尾貢及び宇佐見昇の両氏は社外取締役であります。なお、当社は松尾貢氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役池田富至及び南木みおの両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 監査役池田富至氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役南木みお氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。
- ・取締役杉本進司氏は、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
 - ・監査役尾崎久紀及び山下功一郎の両氏は、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - ・取締役笹澤純人氏は、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において選任され就任いたしました。
 - ・監査役秋山由光及び南木みおの両氏は、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

役員の報酬等は、持続的な企業業績及び企業価値の向上を実現させることの対価であるという基本的な認識・方針のもと、職責に見合う報酬水準となるよう設計しております。当社は、役員報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、同委員会において、役員報酬の算定方法の方針及び業績連動報酬の内容並びに報酬額の決定プロセスを決定しております。

ロ. 当該方針の内容の概要
(各役員の報酬額の決定プロセス)

社外取締役を委員長とする報酬委員会が、取締役会の諮問機関として取締役報酬の構成・設計及び各取締役の個人別報酬額の設計・審議・分析・評価を実施するとともに、その内容を取締役に報告、助言します。

取締役会は、当該報告の内容を確認し、株主総会において決議された総額の限度額の範囲内で各取締役の報酬を決定します。

また、報酬委員会は監査役報酬についても監査役に助言を行うことができるものとします。

監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(役員報酬の算定方法の方針)

i. 取締役報酬

固定報酬及び業績連動報酬（ともに金銭報酬）から成る報酬体系としております。

なお、社外取締役に對しては、業績連動報酬は支給していません。

ii. 監査役報酬

固定報酬（金銭報酬）により設定しました。

(取締役固定報酬及び業績連動報酬の内容)

i. 固定報酬及び業績連動報酬の内容

固定報酬は、以下の構成にしております。

- ・常勤基本報酬 固定定額報酬としております。
- ・職位別報酬 職位別に定められた金額を定額報酬とします。
- ・貢献報酬 永年の在籍年数による貢献に対する報酬です。

取締役在位20年以上・30年以上、及び代表取締役在位10年以上・20年以上、にて設定しております。

ii. 業績連動報酬

当社は経営目標を達成するための取締役に對するインセンティブとして、前年度の連結純利益の2%の額を職位別に配分する報酬制度を採用しております。経営の成果により報酬が増減する方式であり、機能としてのインセンティブの作用及び企業価値の継続的増大を重視する報酬としての位置づけとなります。また、当該指標を選択した理由は、連結純利益値が株主との利害共有を目的とした「連結ROE」（連結自己資本利益率）の数値向上に繋がるためです。

連結純利益の推移は1.（5）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

なお、固定報酬及び業績連動報酬は月例で支給しております。

ハ.取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由等

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第36期定時株主総会において年額2億円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第36期定時株主総会において年額35百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	118 (11)	103 (11)	14 —	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17 (8)	17 (8)	—	—	5 (3)

(注) 1 取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 業績連動報酬の概要については、(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役宇佐見昇氏は、黒崎播磨株式会社社外取締役、厚木開発株式会社取締役を兼務しております。なお、当社と黒崎播磨株式会社、厚木開発株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役池田富至氏は池田富至税理士事務所代表を兼務しております。なお、当社と池田富至税理士事務所との間には特別な関係はありません。

監査役南木みお氏は生化学工業株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社と生化学工業株式会社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏名	当社の職務	主な活動状況
松尾 貢	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
宇佐見 昇	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
池田 富至	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、監査役会13回中12回に出席し、会計等の幅広い観点から発言を行っております。
南木 みお	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会11回中11回、監査役会10回中10回に出席し、法令等の幅広い観点から発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

1. 松尾貢氏につきましては、当社と同様の形態であるグローバル展開を重視する上場設備メーカーで海外販売等を経験され、当社を取り巻く事業環境に精通されております。その後、長崎県庁に入庁し、行政側から企業への技術研究開発の支援、販路・取引拡大支援、ベンチャー企業創出などを行う財団法人長崎県産業振興財団の理事長を経験されており、民間の立場、公的な立場から法令も踏まえた客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

2. 宇佐見昇氏につきましては、F A設備市場でグローバル展開を行う株式会社安川電機の常務取締役、代表取締役副社長を務められ、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

36百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36百万円

(注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を得て行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

以下の当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

日特機械工程(蘇州)有限公司

日特機械工程(深圳)有限公司

NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.

NITTOKU EUROPE GmbH.

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任することができます。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定めております。

① 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、N I T T O K U株式会社行動憲章、役員規程及び取締役会規則に従い常に公正適切な運営を図ることとし、月1度及び必要に応じ随時開催される取締役会での審議を通じて他の取締役の職務執行に関する監督、監視を行うとともに、弁護士等外部専門家起用等により法令定款違反行為等を未然に防止するものとする。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為等を発見した場合は直ちに監査役（会）及び取締役会に報告し、その是正を図る。

監査役は、監査役会規則及び監査基準に従い取締役の職務執行に対する監査を行うこととし、経営機能に対する監督強化を図る。

② 当社及び当社グループの従業員の職務執行が法定及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、権限規程、職務分掌規程に従い相互牽制のもと職務の執行を行い、内部監査部門が内部監査規程に基づきその執行の監査を行うことにより、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の確保を図る。

また、リスク管理委員会においては、当社グループ内におけるコンプライアンス上の問題点についても絶えず留意し、スピーディーに対応できる体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切且つ確実に保存・管理することとし、取締役の職務の執行に関する重要な文書については最低10年間は閲覧可能な状態を維持する。

④当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は、各業務部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行いリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、定期的なその状況を取締役に報告するほか、経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識評価し、リスクへの適切な対応を図るものとする。なお、災害及び障害、品質及び輸出管理等に係る個々のリスクについては諸規程を整備し、それぞれに管理責任者を配置してこれにあたり、必要に応じて研修を行う。

不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し適切且つ迅速な対応を図るための統一的な管理体制を整え、損害を最小限にとどめることに努める。

⑤当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全般的な目標を定め、執行役員はその目標達成のために担当する部門において必要な戦略や施策あるいはルールを定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促進することを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。また、職務遂行上の責任と権限は「職務権限規程」に定め、責任の明確化と意思決定の効率化と迅速化を図る。

⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社の役員及び従業員は、N I T T O K U株式会社行動憲章を遵守するとともに、各グループ会社の実情にあわせた諸規程を定めこれを遵守する。

当社におけるグループ会社の経営管理は、関係会社管理規程に従って行い、経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行なわれる体制を構築する。また、必要に応じてモニタリング及び当社内部監査部門による計画的な内部監査を実施し、法令違反その他のコンプライアンスに係る重要な事項が発見された場合は監査役（会）に報告する。

各グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査部門又はリスク管理委員会又は監査役（会）に報告を行う。内部監査部門又はリスク管理委員会が報告を受けた場合は、これを監査役（会）に報告する。監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制を構築する。

⑧監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助者として、必要な専門知識を有する者を配置する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとし、その者の評価・処遇の決定は監査役会の同意を得ることとして取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、すみやかに監査費用の前払い又は償還の手続に応じるものとする。

⑨取締役及び従業員が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会のみならず執行役員会等の重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、意見を述べる機会を確保する。同時に、監査の実効性を確保するため、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役会が都度報告を受ける体制を整備することとする。また、監査役は、取締役、執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、同時に関係部署の調査、重要文書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立する。一方、当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員は、業務執行に関して監査役へ報告すべき事項は、すみやかに適切な報告を行う体制を構築する。また、当該報告を理由に不利益な扱いを行うことを禁止する旨を当社及び当社グループ会社の従業員に周知する。

(2) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

グループ共通の遵守行動指針のもと、社長朝礼や諸会議を通じて、経営理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、有効な内部通報体制の整備や監査役及び内部監査部門による監査及び部門内勉強会によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

リスク管理体制につきましては、リスク管理委員会を設置し、各部門で収集されたリスク情報が、すみやかにリスク管理委員長に集約され、毎月取締役会に報告し、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるよう努めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,276	流 動 負 債	12,752
現金及び預金	13,729	支払手形及び買掛金	1,579
受取手形及び売掛金	5,661	電子記録債務	2,839
電子記録債権	1,236	未払法人税等	555
仕 掛 品	9,167	前 受 金	5,949
原材料及び貯蔵品	1,483	賞 与 引 当 金	519
そ の 他	1,005	そ の 他	1,310
貸倒引当金	△7	固 定 負 債	668
固 定 資 産	15,063	退職給付に係る負債	12
(有形固定資産)	(9,272)	繰延税金負債	286
建物及び構築物	4,799	そ の 他	369
機械装置及び運搬具	976	負 債 合 計	13,420
土 地	2,812	(純資産の部)	
そ の 他	685	株 主 資 本	30,447
(無形固定資産)	(120)	(資 本 金)	(6,884)
そ の 他	120	(資 本 剰 余 金)	(2,535)
(投資その他の資産)	(5,669)	(利 益 剰 余 金)	(21,054)
投資有価証券	3,560	(自 己 株 式)	(△27)
退職給付に係る資産	465	その他の包括利益累計額	3,206
繰延税金資産	29	(その他有価証券評価差額金)	(1,298)
そ の 他	1,614	(為替換算調整勘定)	(1,556)
		(退職給付に係る調整累計額)	(351)
		非支配株主持分	265
		純 資 産 合 計	33,919
資 産 合 計	47,340	負債及び純資産合計	47,340

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		28,121
売上原価		21,034
売上総利益		7,086
販売費及び一般管理費		4,200
営業利益		2,885
営業外収益		286
受取利息	52	
受取配当金	39	
固定資産売却益	50	
補助金の収入	29	
その他	114	
営業外費用		142
為替差損	80	
固定資産除却損	26	
減価償却費	20	
その他	15	
経常利益		3,030
税金等調整前当期純利益		3,030
法人税、住民税及び事業税	675	
法人税等調整額	39	714
当期純利益		2,315
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		2,308

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,884	2,535	19,892	△27	29,286
会計方針の変更による累積的影響額			△604		△604
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,884	2,535	19,288	△27	28,681
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△542		△542
親会社株主に帰属する当期純利益			2,308		2,308
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,766	△0	1,765
当 期 末 残 高	6,884	2,535	21,054	△27	30,447

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,167	661	372	2,201	238	31,726
会計方針の変更による累積的影響額						△604
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,167	661	372	2,201	238	31,121
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△542
親会社株主に帰属する当期純利益						2,308
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	130	894	△21	1,004	27	1,031
当期変動額合計	130	894	△21	1,004	27	2,797
当 期 末 残 高	1,298	1,556	351	3,206	265	33,919

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,090	流動負債	10,771
現金及び預金	5,934	支払手形	326
受取手形	148	買掛金	996
売掛金	4,513	電子記録債権	2,839
電子記録債権	1,215	未払金	437
仕掛品	7,615	未払法人税等	453
原材料及び貯蔵品	764	前受金	4,838
未収消費税等	356	賞与引当金	379
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	24	その他の	500
その他の	523	固定負債	344
貸倒引当金	△4	長期未払金	194
固定資産	14,642	退職給付引当金	54
(有形固定資産)	(7,579)	繰延税金負債	34
建物	3,984	その他の	61
構築物	143		
機械装置	540	負債合計	11,116
車両運搬具	10		
工具・器具・備品	177	(純資産の部)	
土地	2,550	株主資本	23,340
建設仮勘定	172	(資本金)	(6,884)
(無形固定資産)	(74)	(資本剰余金)	(2,542)
ソフトウェア	62	資本準備金	2,542
その他の	12	(利益剰余金)	(13,940)
(投資その他の資産)	(6,988)	利益準備金	202
投資有価証券	3,221	その他利益剰余金	13,737
関係会社株式	650	別途積立金	2,200
関係会社出資金	1,568	繰越利益剰余金	11,537
関係会社長期貸付金	18	(自己株式)	(△27)
保険積立金	1,416	評価・換算差額等	1,275
その他の	112	(その他有価証券評価差額金)	(1,275)
		純資産合計	24,616
資産合計	35,732	負債及び純資産合計	35,732

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		21,984
売上原価		17,001
売上総利益		4,982
販売費及び一般管理費		3,271
営業利益		1,711
営業外収益		244
受取利息及び配当金	36	
為替差益	53	
固定資産売却益	49	
その他の	105	
営業外費用		50
減価償却費	20	
固定資産除却損	26	
その他の	4	
経常利益		1,905
税引前当期純利益		1,905
法人税、住民税及び事業税	528	
法人税等調整額	△54	
当期純利益		1,431

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,884	2,542	2,542
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,884	2,542	2,542
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	6,884	2,542	2,542

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	202	2,200	10,916	13,319	△27	22,719	
会計方針の変更による累積的影響額			△267	△267		△267	
会計方針の変更を反映した当期首残高	202	2,200	10,648	13,051	△27	22,452	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△542	△542		△542	
当期純利益			1,431	1,431		1,431	
自己株式の取得					△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	889	889	△0	888	
当 期 末 残 高	202	2,200	11,537	13,940	△27	23,340	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,121	1,121	23,841
会計方針の変更による累積的影響額			△267
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,121	1,121	23,573
当期変動額			
剰余金の配当			△542
当期純利益			1,431
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	153	153	153
当期変動額合計	153	153	1,042
当期末残高	1,275	1,275	24,616

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

N I T T O K U株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 彰夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會澤 正志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N I T T O K U株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N I T T O K U株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

N I T T O K U株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 彰夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 會澤 正志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、N I T T O K U株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

N I T T O K U株式会社 監査役会

常勤監査役	秋 山 由 光	㊟
社外監査役	池 田 富 至	㊟
社外監査役	南 木 み お	㊟

以 上

